

大口町公金管理基準

(目的)

第1条 この基準は、大口町の財政の健全運営に資するため、大口町の公金の管理及び運用の明確化並びに安全性の確保について必要な事項を定めることを目的とする。

(関係法令)

第2条 公金の管理及び運用に関しては、以下の法令等に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) 地方財政法（昭和23年法律第109号）
- (4) 大口町予算決算会計規則（昭和53年大口町規則第12号）
- (5) 大口町社本育英事業基金の設置及び管理に関する条例（昭和57年大口町条例第27号）
- (6) 大口町国際交流事業基金の設置及び管理に関する条例（平成2年大口町条例第17号）
- (7) 大口町基金条例（平成25年大口町条例第46号）

(公金の種類及び主管)

第3条 公金の種類並びにその管理及び運用業務の主管は、次のとおりとする。

公金の種類	管理	運用
歳計現金	会計管理者	会計管理者
歳入歳出外現金	会計管理者	会計管理者
基金に属する現金	基金の主管課長	会計管理者
預託金に属する現金	預託金の主管課長	
一時借入金に属する現金	会計管理者	

(管理運用の基本原則)

第4条 前条に規定する公金は、次に掲げる事項に留意し、管理及び運用するものとする。

(1) 歳計現金及び歳入歳出外現金

- ア 元本回収の確実性の確保
- イ 支払準備のための流動性の確保
- ウ 有利性の追求

(2) 基金に属する現金

- ア 元本回収の確実性の確保
- イ 支払準備のための流動性の確保
- ウ 運用資産としての効率性の追求

(3) その他の公金

- ア 元本回収の確実性の確保
- イ 支払準備のための流動性の確保

(歳計現金及び歳入歳出外現金の管理運用)

第5条 歳計現金及び歳入歳出外現金は、原則として指定金融機関の決済用口座に全て入金することにより管理する。ただし、支払資金の状況により一時的に余裕資金が出た場合は、定期預金又は短期債券により運用することができる。

2 前項ただし書における歳計現金及び歳入歳出外現金の運用をする場合の運用方法並びにその金額及び期間は、財政担当部長が作成する予算執行計画書、金融市場情報等を参考にその都度決定する。

(基金に属する現金の管理運用)

第6条 基金に属する現金の管理及び運用は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基金は、それぞれ指定金融機関及び指定代理金融機関の決済用口座に全て入金することにより管理する。
- (2) 当該年度及び翌年度に処分が予定されている基金は、定期預金又は短期債券により運用することができる。
- (3) 処分予定が翌々年度以降となる見込みの基金は、前号に定めるもののほか中長期債券による効率的な運用をすることができる。特に利子及び運用益で事業

展開をしている基金においては、長期の運用をすることができる。

- (4) 会計管理者は、基金の運用に当たり基金の主管課長及び財政担当課長から将来見通し等について聞き取り、収支状況の把握及び予測を適時的確に行わなければならない。

(その他の公金の管理)

第7条 前2条に規定した以外の公金は、その公金の目的及び性質に照らし、適切な金融機関等への預貯金並びに第4条の規定するところにより管理する。

(大口定期預金による運用)

第8条 公金を定期預金により運用する場合は、預金保険制度における全額補償範囲内での運用とする。

- 2 前項の規定にかかわらず大口町行政経営会議設置要綱（平成18年大口町告示第72号）により設置された大口町行政経営会議（以下「経営会議」という。）において認められた場合は、前項の規定を超えて運用することができる。ただし、その期間は1年を超えることはできない。

- 3 会計管理者は、前項の規定による運用をする場合は競争性及び公平性の確保並びに説明責任を果たすため、定期預金に係る取引を希望する預金取扱金融機関による入札により預金先を決定する。ただし、入札により難しい場合は、事前にその理由を付して町長決裁を受け、随意契約とすることができる。

(債券による運用)

第9条 公金を債券により運用する場合の購入対象債券は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国債
- (2) 地方債・地方公社債
- (3) 政府保証債
- (4) 政府関係機関債

- 2 債権による運用をするときは、収益性を確保するため、次に掲げるリスク回避に努めるものとする。

- (1) 信用リスク

(2) 金利変動リスク

- 3 会計管理者は、運用の効率性を確保するため基金等を一括運用することでロットの大口化を図り、利息の有利性及び事務の簡素化を図るものとし、利息はその都度あん分する。
- 4 中長期での債券運用をする場合及び償還日前に売却をする場合は、事前に経営会議での承認を得るものとする。
- 5 運用する債券は、償還日まで持ち切ることができ、取得価格が額面価格以下の債券を原則とする。ただし、償還時までの受取利息が額面金額と経過利息を含む取得価格の差額を上回る場合に限り、取得価格が額面価格を超える債券での運用をすることができる。
- 6 会計管理者は、競争性及び公平性の確保並びに説明責任を果たすため、債券運用に係る取引を希望する証券会社等による入札により、購入先を決定する。ただし、入札により難しい場合は、事前にその理由を付して町長決裁を受け、随意契約とすることができる。
- 7 会計管理者は、債券運用に当たり運用債権ごとに債券台帳（別記様式）を整備し、保管するものとする。
- 8 会計管理者は、社会経済状況の変化に対応した運用に努めるものとする。

（金融機関の選定基準）

第10条 公金の管理及び運用における金融機関の選定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 銀行等の預金取扱金融機関にあつては、健全性の判断指標である自己資本比率として8パーセント以上を、不良債権比率として10パーセント未満をそれぞれ維持していること。
- (2) 証券会社等の預金取扱金融機関以外の金融機関にあつては、預金取扱金融機関に準じる。ただし、証券会社の自己資本規制比率は、200パーセント以上を維持していること。
- (3) 格付機関による格付が公表されている金融機関にあつては、長期債の格付が投資適格等級であること。

2 会計管理者は、前項の基準を下回った金融機関とは公金の管理及び運用に係る取引を見合わせるものとする。取引期間中に当該基準を下回った場合は、経営会議に報告するとともに、速やかに途中解約等の元本保全の措置を検討しなければならない。

3 会計管理者は、金融機関のディスクロージャー誌等により金融機関の決算状況及び運営状況を把握するよう努めなければならない。

(経営会議での検討及び審議)

第11条 公金の管理及び運営の円滑化、適正化及び公正性を保つための重要事項の検討及び審議を経営会議で行うものとする。

2 前項で規定する重要事項は、第8条第2項及び第9条第4項で規定するもののほか次のとおりとする。

- (1) 公金の管理及び運用の基準に関すること。
- (2) 公金の管理及び運用に係る金融機関に関すること。
- (3) その他公金の管理運用に関し、重要と思われること。

(その他必要事項)

第12条 この基準に定めるもののほか公金の管理及び運用に関し必要な事項は、経営会議において定めるものとする。

附 則 (平成26年3月31日 大口町訓令第8号)

この訓令は、告示の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日 大口町訓令第13号)

この訓令は、告示の日から施行する。

附 則 (令和6年10月1日 大口町訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

債 券 台 帳

作成者

債権の名称			社名	
運用金額	円	購入先	担当者	
運用期間			連絡先	
購入日		償還日		
購入価格	円	総運用益	円	
購入単価	円	利回り	%	
運用公金の種類及びその額	公金の種類	運用額(円)	購入額(円)	運用益(円)
	①			0
	②			
	③			
	④			
	⑤			
	⑥			
	⑦			
	⑧			
	⑨			
	⑩			
	⑪			
	⑫			
	⑬			
	⑭			
	⑮			
計		0	0	0
期中売却	売却日		期中売却の理由	
	売却額	円		
	購入価格－売却額(S)	円		
	総運用益－S	円		

支払確認	支払日	収入確認	収入日	収入額
				円